

令和9年度

保育所等 入所のご案内



★必ずこの冊子を読んでから、申込書を提出してください★

【問合せ先】

御前崎市役所こども未来課 幼保こども園係
TEL：0537-85-1120（直通）

1. 保育所とは

仕事や病気等の事情により、保護者が家庭でお子さんを保育できない場合に、0～5 歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。家庭で保育が可能な場合は、入所の対象になりません。

この案内での保育所とは下記の施設を言います。

認可保育所	施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された施設
認定こども園(長時間部)	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設
小規模保育事業	市の認可基準を満たした保育所で 0～2 歳児の子どもを少人数で預かる施設
認可外保育園	市の認可基準にかかわらず、県の届出により運営している施設

保育所は、国で定められた基準によって運営されており、保育所の入所に関しても様々な約束事があります。保育所に入所した場合は、保育所の様々な約束事を守っていただくことになります。

2. 入所の対象となる幼児

入所できる基準は、次の「**保育の必要性事由**」のいずれかに該当することが必要です。

☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

＊就労時間は、1 か月 64 時間以上（御前崎市の場合）

＊育児休暇中は新規の申込みができません。

ただし、育児休暇から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月として申込ができます。

☐ 妊娠・出産の前後間がないこと（予定日の前後8週間まで）

☐ 保護者が疾病にかかり若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障害を有していること

☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっていること

☐ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること

☐ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

＊入所後 60 日以内に就労されないと、退所となります。

☐ 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）

☐ 養育に困難を要する場合（虐待や DV）

☐ 育児休暇中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

☐ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居（敷地内含む）の親族が子どもを保育することができる場合、利用優先度が下がる場合があります。

※ひとり親世帯、生活保護世帯、生計中心者の失業などには優先的な利用が必要と判断されます。

また、保護者の就労時間や祖父母の世帯状況も判断基準となります。

※入園できる対象児は、生後6か月以上の乳幼児です。（生まれてから6か月経過後の翌月が最短）

●令和9年度歳児一覧（年齢基準は令和9年4月1日時点）

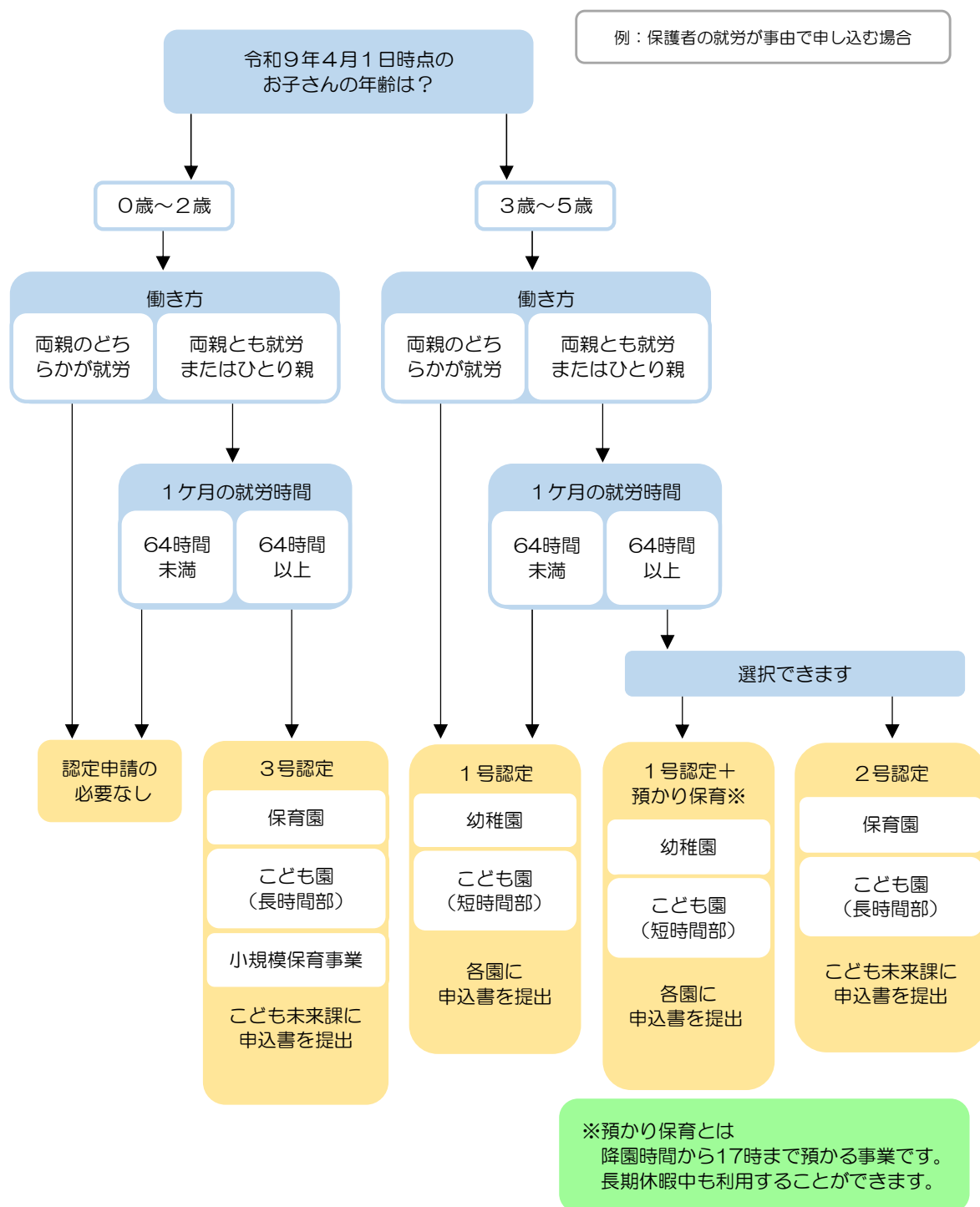
歳児	生年月日
0 歳児	2026（令和8）年4月2日～
1 歳児	2025（令和7）年4月2日～2026（令和6）年4月1日
2 歳児	2024（令和6）年4月2日～2025（令和7）年4月1日
3 歳児	2023（令和5）年4月2日～2024（令和6）年4月1日
4 歳児	2022（令和4）年4月2日～2023（令和5）年4月1日
5 歳児	2021（令和3）年4月2日～2022（令和4）年4月1日

3. 保育時間（保育必要量）

市内園の場合

- ① 保育標準時間認定 7：30～18：30 の 11 時間（原則 1 か月あたりの就労時間が 120 時間以上）
- ② 保育短時間認定 8：15～16：15（8：30～16：30）の 8 時間

あなたのお家はどのタイプ？ 確認しましょう！



◆ 2号、3号認定を受けられる保護者様

【市内園の保育時間について】

標準時間、短時間のうちから、働く時間によって選択してください。

①標準時間 7：30～18：30

②短時間 8：15～16：15

4. 令和9年度入所の申込みの流れ

① 一斉申込期間

◆受付期間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月16日（金）
（ただし、土・日・祝日を除く。）

◆提出場所

御前崎市役所 こども未来課幼保こども園係

※上記期間に受け付けた申込のうち、入所希望月が4～6月のものを第1次選考対象として入所調整します。

○随時申込みについて

一斉申込期間終了後も、随時申込みにてお申込みいただくことができますが、第1次選考で定員枠に達する場合があります。提出日や入所希望月が後になるほど、保育所の受入れ人数に余裕がなくなり、御希望に添えない場合が多くなります。

いずれの時期の申込も、全体の申込の状況や保育所の受入れ可能人数、申込者の保育の必要性により、利用をお待ちいただく場合がありますので御了承ください。



入園希望月	最終締切日
4月	令和9年1月29日
5月	令和9年2月26日
6月	令和9年3月31日
7月	令和9年4月30日
8月	令和9年5月31日
9月	令和9年6月30日
10月	令和9年7月30日
11月	令和9年8月31日
12月	令和9年9月30日
1月	令和9年10月29日
2月	令和9年11月30日
3月	令和9年12月24日

② 認定証、入所内定・保留通知書発送

入園希望月が4～6月：令和9年1月下旬頃発送予定

入園希望月が7月以降：入園希望月の前々月の中下旬に発送予定

③ 内定者入園面接 令和9年1月以降

④ 入園説明会 令和9年2月中

⑤ 保育料決定通知書発送 令和9年3月

⑥ 入園のつどい 令和9年4月初旬



※入園面接、入園説明会、入園のつどいについては園より通知いたします。

※令和8年10月から12月までの申請は、認定事務が集中するため、令和9年3月31日までに支給認定証を交付します。

5. 提出書類について

すべての書類が作成できたら提出してください。不備がある場合は申込できません。

①～③、⑤、⑥の書類は、市役所こども未来課、御前崎支所、市ホームページからダウンロードできます。

- ① 教育・保育給付認定兼保育所等入所申込申請書（児童台帳）
申込される幼児の人数分必要です。きょうだい同時利用を御希望の場合は、それぞれ御用意ください。
- ② 保育児童家庭状況調査票
次項の保育が必要な事由に応じて必要書類を御提出ください。
書類対象となる方は父・母及び70歳未満の同居（敷地内含む）の祖父母です。
- ③ 日中保育ができない状況の確認書類

保育ができない理由	必要な書類
就労中または就労予定	・就労証明書（市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください） ※育児休業中の方も必要です。 - 自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の方は、自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）も併せて提出が必要です。
妊娠・出産	母子健康手帳の両親の氏名と出産予定日の記載があるページの写し
疾病・障害	・申立書（市所定様式） ・医師の診断書（※）または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※診断書は、保育できない理由、必要な療養期間の記入が必要
介護・看護	・申立書（市所定様式） ・介護度のついている介護保険証の写しまたは介護・看護が必要であることがわかる医師の診断書 等
求職活動中	・求職活動申告書兼誓約書（市所定様式） ・ハローワークカードの写し
学生	・申立書（市所定様式） ・学生証 ・受講日と時間のわかるスケジュール

- ④ 同居家族（敷地内同居含む）と子どものマイナンバーが確認できる下記のいずれかのもの
 - （１）個人番号カード
 - （２）マイナンバーの記載のある住民票＋身分証明書（運転免許証など）
- ⑤ 入園児調査票
申込される幼児の人数分必要です。きょうだい同時利用を御希望の場合は、それぞれ御用意ください。
- ⑥ 令和9年度入園申込書チェック表

- ⑦ ひとり親世帯並びに在宅障害児（者）が同居している世帯の方
保育料が軽減される場合がありますので、下記の書類のコピーを提出してください。

世帯区分	必要な書類
ひとり親世帯	・児童扶養手当証書（停止中の方は支給停止通知書） ・母子家庭等医療費助成金受給者証
在宅障害児（者）がいる世帯	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害年金証書

6. 保育料について

保育料は、両親の所得割課税額の合算を基にした階層区分によって算出され、保育時間によって金額が変わります。また、3歳以上の幼児については、保育料が無償となります。

料金は以下の表のとおりです。

①基準保育料

各月初日の措置児童の属する世帯階層区分			徴収（保育料）基準額（月額）					
階層区分	定 義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0円		0円		0円	
第2階層	市民税非課税世帯（第1階層を除く）		0円		0円		0円	
第3階層	第1階層を除き、前年分の市民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	11,200円	11,500円	0円	0円	0円	0円
第4階層		所得割課税額 97,000円未満	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円
第5階層		所得割課税額 169,000円未満	31,800円	32,500円	0円	0円	0円	0円
第6階層		所得割課税額 301,000円未満	39,700円	40,500円	0円	0円	0円	0円
第7階層		所得割課税額 301,000円以上	44,600円	45,500円	0円	0円	0円	0円

※多子軽減：同一世帯から2人以上入園している場合、在園児中最年長の子から数えて2人目は上記保育料の半額、3人目以降は0円とする。ただし、市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目は半額、3人目以降は0円とする。

※保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長から数えて2人目以降は徴収（保育料）基準額（月額）から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

【例1】第2階層 3歳児 保育標準時間 2人目 0円／月－1,600円／月＝0円／月

【例2】第3階層 2歳児 保育標準時間 2人目 11,500円／月÷2－1,600円／月＝4,150円／月

②ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料（下記階層以外は、①の表の保育料）

階層区分		徴収金基準額						備 考
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
第2階層		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層		5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	保護者が監護し 生計が同一の者の うち、最年長者から数えて2 人目以降は0円
第4階層	所得割額 77,101円未満	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	
	所得割額 77,101円以上	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円	①の表と同じ

※ひとり親世帯等の第4階層（所得割額77,101円以上）については、保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は徴収（保育料）基準額（月額）から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

【例1】第3階層・・・3歳児 保育標準時間 2人目
0円／月－1,600円／月＝0円／月

【例2】第4階層（所得割額80,000円）・・・2歳児 保育標準時間 2人目
22,500円／月÷2－1,600円／月＝9,650円／月

※配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、外国税額控除を受けている方は、所得割額にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

7. 注意事項

① 保育が可能な年齢について

保育については満6か月以降～就学前のお子さんが対象となります。入園日は月初め（1日付）となり、原則月途中での入園はありません。そのため保育料は月額設定です。**御都合により月の途中から通い始めた場合でも、月額のお支払いとなります。**

② 保育必要量（保育時間）について

保育必要量（保育時間）は、保育短時間認定と保育標準時間認定の2種類があります。保育短時間認定は8：15～16：15（8：30～16：30）の8時間保育、保育標準時間認定は7：30～18：30の11時間保育となります。

保育必要量の認定にあたっては、原則として、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば保育標準時間認定、120時間未満であれば保育短時間認定とすることが定められています。

③ 入園1か月目の保育について

入園・転園の1か月目は、**必ず慣らし保育があります。**お子さんの様子に合わせて最初は早目のお迎えになります。園への慣れ具合によって、お子さんごとに期間は異なります。

仕事復帰する方、新たに仕事に就く方などは、**必ず申込前に御家族や就労先との調整をお願いします。**

④ 送迎について

園での生活は、お子さんにとって新しい環境であり負担も大きいものとなります。お子さんに無理のないよう、お迎えについても仕事が終わる次第、速やかに来ていただくよう御協力をお願いします。

園で送迎サービスは行っていませんので、入園を希望される場合は送迎が可能であることが条件です。

⑤ 祖父母について

70歳未満の祖父母と同居（敷地内含む）をされている場合、就労証明書等の日中に保育を必要とする書類が必要となります。保育の必要性が確認できない場合は、入園の優先度が下がりますので御了承ください。

⑥ 保育料の算定について

父親、母親の課税状況から算定します。父親、母親共に非課税の場合は、同居（敷地内含む）をされている祖父母の課税状況から保育料の算定を行います。保育料については5ページを御覧ください。

⑦ 保育の必要性の消滅について

『育児休業・病気休業から続けて有給消化し、職場復帰しないまま仕事を辞める』、『新規入園したが、妊娠がわかったため職場復帰しないまま育休を延長する』、『きょうだいが入園できず仕事を辞めた』、『勤務時間が月64時間に満たない』、『両親以外の親族が家で子どもを見られるようになった』等、**事前に連絡がなく、申込み時や現況届提出時と状況が変わったことが後程判明した場合は、内定の取消または入園後でも退園の対象となります。**

解雇や傷病など、自己都合ではない場合は御相談ください。

⑧ 申込後、次の場合は必ず連絡をしてください。内容によっては、届出が必要になるものもあります。

- ☐ 市内で住所が変わった場合
- ☐ 市外へ転出する／した場合（入所申込みや教育・保育給付認定はすべて無効となります。）
- ☐ 「保育の必要性事由」が変わった場合（例：就労から妊娠・出産、求職活動から就労 等）
- ☐ 就労先や就労内容（勤務時間等）が変わった場合
- ☐ 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合
- ☐ 保護者や児童の氏名が変わった場合
- ☐ 祖父母等親族と同居を開始した、または同居を解消した場合
- ☐ その他、申込書類の記載内容に変更がある／あった場合
- ☐ 確定申告などにより、市民税額が変わった場合（保育料が変わる場合があります。）
- ☐ 入所申込みを取り下げる場合
- ☐ 申請後に出産予定が判明した場合
 - 母子手帳の写しを御提出ください。
- ☐ 出生前に申請した場合
 - 母出生後に氏名・生年月日等の記入のためこども未来課へお越しください。

8. 市外からの申込、市外施設への申込みについて

①御前崎市内にお住まいで、御前崎市外の保育所等を希望される方

受付窓口	御前崎市役所 こども未来課
提出期限	希望園のある市町村に御確認ください。申込締切までに書類を送付しなければならないため、1週間程度の余裕を持って御提出ください。
必要書類	御前崎市の書類一式、その他希望園のある市町村が求める書類
注意事項	転出予定で申請された方は、転出先の市町村で住民票の異動と同時に再度入園申込をしてください。 ※市町村によっては、転出市町村へ直接申込みができる場合があります。転出先の保育園等担当部署へ御確認ください。

②御前崎市外にお住まいで、御前崎市内の保育所等を希望される方

受付窓口	現在お住まいの市町村の保育担当課 ※直接御前崎市へ申込みできる場合もあります。一度こども未来課へお問い合わせください。
提出期限	御前崎市の提出期限
必要書類	現在お住まいの市町村の申請様式でお申込みください。 ※転入予定の方は、転入先の住所地がわかる書類（売買契約書、賃貸契約書等）と共に、申請書に転入先住所と転入予定時期を御記入ください。
注意事項	転入予定で申請された方は転入後、御前崎市で再度入所申込手続きが必要です。 転入予定で申請し内定した場合、入所希望月の前月末日までに住民登録をし、入所申込の手続きが行われない場合、内定取消となります。

9. よくある質問

Q1. 保育園入園は先着順で決まりますか？

入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

入園希望者が受入枠を超過した場合は、申込みのあった方の家庭状況等を基に選考を行いますので、必ず入園できるとは限りません。

Q2. 育休中でも入園申込はできますか？

入園希望月を育休復帰予定月または前月とする場合のみ申込ができます。また、下の子との同時入園の場合は申込ができますが、下の子が育休中のままで上の子だけ入園、という申込はできません。

また、月途中からの入園はできません。入園後、基本的に1か月以内に職場復帰していただくこととしていますので、事前に職場へ復帰が可能かどうか必ず事前に確認してから申込をしてください。

Q3. 申込園は第3希望まで記入しなければなりませんか？

1園のみでもかまいません。ただし、第1希望園以外の園は調整対象となりません。

Q4. 申込時に第1希望の園しか書かなければ優先されますか？

優先されません。点数順での決定となります。

Q5. 第2希望以降の園に内定・入園後、第1希望園に転園申込はできますか？

転園の希望があれば、1次選考後の入園選考をしますが、すでに受入枠がない場合があります。希望する園は、どこに内定しても入園可能な園を御記入ください。

Q6. 求職活動中ですが、入所申込をすることはできますか？

できます。ただし、入所した場合は入所後60日以内に就労し、就労証明書及び教育・保育給付認定変更認定申請書を園に提出する必要があります。

期限までに提出がない場合は、退所になります。

Q7. 内定後、入園時期や園の変更はできますか？

変更できません。内定取消・再選考となりますので、入園時期や希望園をしっかりと決めた上で、申込をしてください。

Q8. 5月から育休復帰後予定でしたが、職場が遠く通えません。

4月からの入園が決定していましたが、3月に退職しました。

こどもは4月から園に通えますか？

Q2と同様に、入園決定の取消しとなります。

申込み当初と家庭の状況に変化があった場合は、速やかに御連絡ください。

「とりあえず出してみた」という不確定な情報の提出は、平等な選考の妨げになるだけでなく、他の申請者様に御迷惑がかかります。提出の内容に虚偽の申告が見つかった場合、内定や決定の取り消しとなり、再度選考についても順位が最下位となります。必ず就労先に勤務条件や就労規則を確認し、通える時間や通える園について、ご家族と相談してから書類を提出してください。

御前崎市内幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設一覧

○幼稚園

名 称	所在地	電話番号	預かり保育時間
はまおか幼稚園（公立）	池新田 5814	0537-86-2049	降園後～17:00

○保育園

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間)
やまもも保育園（私立）	池新田 2451-3	0537-28-7576	7:30～18:30 (8:15～16:15)
高松保育園（私立）	門屋 2070-19	0537-86-7878	7:30～18:30 (8:15～16:15)

○認定こども園

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間) 預かり保育時間
さくらこども園（公立）	佐倉 888-1	0537-86-3036	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00
北こども園（公立） ※3～5歳児のみ	上朝比奈 2692-12	0537-86-3234	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00
白羽のんのん英育園（私立）	白羽 3520-46	0548-51-3080	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00

○小規模保育事業所（0歳～2歳児）

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間)
リープエン LEAPen（私立）	池新田 3222-2	0537-77-9805	7:30～18:30 (8:30～16:30)
保育所きぼう御前崎さくら園（私立）	佐倉 4919-1	0537-29-7837	7:30～18:30 (8:30～16:30)

○認可外保育園（0歳～2歳児）

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間)
うみがめ保育園（私立）	池新田 460-12	0537-86-7120	詳細は園に お問合せください

※認可外保育所の申込方法は、直接園へお問合せください。

※認可外保育所の保育料は、本申込案内の額とは別料金です。

幼稚園・こども園・保育園 令和9年度入園の 受け付けが始まります

照会 こども未来課 ☎0537⑧1120

申込書類や申し込みの流れなどの詳細はホームページをご覧ください。



幼稚園



保育園

	幼稚園・こども園 短時間部(1号認定)	保育園・こども園 長時間部(2・3号認定)
	教育課程時間：8時30分～14時 ◆預かり保育（通常期）：降園後～17時 （長期休業期）：8時15分～17時	保育時間：7時30分～18時30分 または8時15分～16時15分
入園基準	市内に住んでいる R5.4.2～R6.4.1 生まれの子ども （新3歳児）	満6カ月から小学校就学前の子ども（家庭で保育できない状況であること） ※年度途中（R9.4～R10.3）の入園希望者もこの期間に申し込んでください。（出産前も可能）
受付期間	9月28日(月)～10月16日(金) ※土・日・祝日を除く	
申込先	各園	こども未来課
持ち物	①申込書類 ②同居家族と子どものマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）	



①白羽ののん英保育園

白羽3520-46
☎0548(51)3080

幼保連携型認定こども園

保育の特徴

英育保育を実践する保育運営です。楽しい笑いの中、何かを発見し挑戦する環境が整っています。「安全安心の中、子どもが来なくなる園」をめざします！

園見学

応相談（お気軽にご相談ください）



②さくらこども園

佐倉888-1
☎0537⑧3036

幼保連携型認定こども園

保育の特徴

子どもたちの興味や関心にもとづいた主体的な遊びや生活を通して、人間として豊かに育つことをめざします！

園見学

9月7日(月)、9月28日(月)



③保育所さきぼう御前崎さくら園

佐倉4919-1
☎0537⑨7837

小規模保育園 A 型

保育の特徴

一人ひとりに寄り添う家庭的な保育を大切にしています。さまざまな経験を通して、心の安定と自己肯定感を育み、健やかな成長を支えます。

園見学

応相談（いつでもご連絡ください）



④はまおか幼稚園

池新田5814
☎0537⑧2049

幼稚園

保育の特徴

園目標「やる気いっぱい 友だちいっぱい」に向かい、主体的に取り組み、安心して過ごすことのできる園を目指しています。

園見学

応相談



⑤やまもも保育園

池新田2451-3
☎0537⑨7576

保育所

保育の特徴

愛情たっぷりの保育で「生きる力の根っこ」を育てます！子育ての喜びや悩みを共に分かち合うパートナーになれるよう職員一同お待ちしております。

園見学

応相談



⑥ LEAPen

池新田3222-2
☎0537⑦9805

小規模認可保育所 A 型

保育の特徴

ひとりひとりの成長に寄り添いながら、地域と関わり、季節の行事を楽しみます。安全安心に過ごせる園生活の中で楽しい遊びや食育に力を入れています。

園見学

応相談（いつでもご連絡ください）



⑦高松保育園

門屋2070-19
☎0537⑧7878

保育所

保育の特徴

緑あふれる自然環境の中でのびのび遊んでいます。やまももの木のように根っここの強い子を育み、未来を拓く子どもたちとその家庭を支えます。

園見学

応相談



⑧うみがめ保育園

池新田460-12
☎0537⑧7120

企業主導型保育事業

保育の特徴

荷物無しで、心と時間にゆとりをもって子どもと仲良く手を繋いで登園できます。連絡帳はアプリで簡単管理。2つの広々園庭があり、お家のような保育園です。

園見学

応相談（いつでもご連絡ください）



⑨北こども園

上朝比奈2692-12
☎0537⑧3234

幼稚園型認定こども園

保育の特徴

園生活の中で豊かな学びとなるよう、主体的な遊びや体験を通して、心を動かしておもいっきりあそび子を目指し、保育をしています。

園見学

応相談